

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520860

研究課題名(和文) 宋元時代の刑事政策とその展開

研究課題名(英文) The research for the criminal policy during Song-Yuan period

研究代表者

徳永 洋介 (TOKUNAGA, Yosuke)

富山大学・人文学部・教授

研究者番号：10293276

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：今回の研究では、宋代の刑事政策では正規の刑罰の枠外で行使される刑事処分の役割が拡大したさまを明らかにするとともに、明律の規定の多くがその経験を取り入れてできていることを論証した。また『唐六典』尚書刑部の訳註作業を通じて唐代の刑事制度とその沿革だけでなく、歴代王朝の法制に大きな影響を与え続けた本書の歴史的意義を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：We disclosed that criminal penalty gradually became mainstream beyond the limits of a statutory punishments in the criminal policy during Song Dynasty, and further, demonstrated many part of the Ming Codeshow the influence of this trend from Song period.  
In addition we compiled the annotated translation of Da-Tang Liu-Dian Vol.6 Board of Justice,Department of State affairs. Through this study, we highlighted the historical significance of Da-Tang Liu-Dian as well as clarified details and history of criminal justice system in Tang dynasty.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：刑罰制度 治安立法 盗賊重法 盗賊窩主法 天聖令 明律 唐六典

### 1. 研究開始当初の背景

わが国の中国法制史研究は、これまで唐宋時代の法典編纂と刑罰制度に関して優れた成果をあげてきた。滋賀秀三『中国法制史論集 - 法典と刑罰 - 』（創文社、630p、2003年）や梅原郁『宋代司法制度研究』（創文社、851p、2006年）等は、その水準を端的に示す業績である。しかしその反面、かつて宮崎市定が提起した課題、つまり唐律が構想した刑罰体系が宋元時代を通じていかなる展開と変容を遂げたのかとなると、いまだ十分に研究されてきたとは言いがたい。まして、五代政権や宋と並行して中国の一角を支配した遼や金の法制が、同じ唐律を継受しながら、いわゆる「中原王朝」といかなる分岐をみせたのかという問題はながく等閑に付されてきた。そのため、近年の研究でも、宋代の主刑を構成する死刑と杖刑のほか、編配と総称される刑種に関心が集まるのみで、景迹・刺環・拘鎖や盜賊重法など、正規の刑罰の枠外で施行された各種の治安措置と関連づけて当時の刑事政策を論じることはもとより、こうした犯罪者対策が総体として元代以降の法制にどのように収斂していくのかを論じたものはほとんどない。この点では、近年中国で活躍する戴建国の業績（『宋代刑法史研究』上海人民出版社、391p、2008年）ですら、個別の事実関係を宋代に限定して論じるにとどまり、上記の課題に十分答えられているとは言えない。

### 2. 研究の目的

本研究は、宋元時代の刑事政策を正規の刑罰制度と近世中国に顕著な治安立法の両面から考察しようとするものである。具体的には、宋代、死刑かさもなければ杖刑となる主刑のしくみが定着し、さらに死刑とそれ以下の刑罰とのあいだに生じた軽重の格差を是正するべく、編配なる刑種が別途発達するが、そうした刑罰の枠外で、景迹・刺環・圜土・拘鎖のような治安措置がなぜ必要とされ続けたのかを検討する。この点で、金代の刑罰制度は、死刑と杖刑を主要な刑種としながらも、追放刑と労役刑に関しては、北宋とかなり異なる様相をみせた。元代の刑事制度は、その金制に手を加えながら、宋代の景迹や刺環に由来する警跡をも導入してできたものであり、とくに後者は明律や清律にもそのまま踏襲された。つまり、宋代以降に次々と実施された治安立法は正規の刑罰体系と不可分の存在だったわけで、近世中国の社会事情も考慮に入れながら、その実態と変遷を広義の犯罪者対策のなかに位置づける必要がある。こうした見地から、本研究の目的を具体的に示せば、下記のとおりとなる。

(1) 五代末初の刑罰制度を改めて検証するとともに、なぜ北宋ではこれが律的五刑にもとづく法定刑のなかに再び解消せざるを得なかったのか、時代的に並行する遼代

の刑罰制度と対比させながら明らかにする。  
(2) 11世紀前半、宋代に特有の犯罪者処罰の体系がようやく構築された段階で、むしろ罰則の強化に繋がりがねない治安立法が相継いで講じられた理由とは何だったのか、そして五代峻刑の謳い文句とは裏腹に、宋代の死刑者数はなぜ減少するどころか急増すらしたのか、これらの疑問を景迹や重法地分などの治安措置と刑罰体系との関わりから明らかにする。

(3) 北宋後期になぜ刺環や圜土法などの治安立法がにわかに重要性を増したのか、社会事情の変化のみならず、配軍や編管・羈管が犯罪者を現住地で隔離して労役に服させる方向に特化してゆかねばならなかった原因とともに明らかにする。

(4) これら北宋を嚆矢とする刑罰体系や治安立法が、元代の刑事制度においてひとまず収斂し、明清時代には律例の根幹に関わる部分として結実したさまを明らかにする。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究を進める手始めとして、北宋から南宋に至る刑事制度をめぐる基本問題を洗い出し、爾後の研究の土台作りを進めるため、遼金時代も射程に収めながら、この時代の法典編纂と刑罰制度に関する研究史とその問題点を整理した。

(2) また関連史料の収集・整理については、まず北宋の史料に集中して作業を進めながら、南宋や元代の史料にも適宜対象を拡げる方法をとった。その理由は宋元時代の刑事政策の主要な要素が多かれ少なかれ北宋の段階ですでに出揃っていただけでなく、その後の展開がいわばそのヴァリエーションの様相を呈していたからにほかならない。

(3) このため文献史料の収集・整理に際しては、富山大学で利用可能なテキストにとどまらず、とくに国立公文書館や東京大学東洋文化研究所に所蔵する法制関連文献を重点的に調査した。さらに東京大学附属図書館が所蔵する『皇明条法事類纂』のデジタル写真撮影を行い、従来の影印本にかわる底本づくりに着手した。

(4) 本研究に関わる基礎研究の一環として、『唐六典』尚書刑部と『慶元条法事類』刑獄門、そして「天聖令」残巻に関する共同研究を三年にわたって行い、分析作業の成果を逐一詳細にわたりまとめた。この種の基本文献は内容が多岐にわたるうえに、難解な部分も少なくなく、科研費メンバー全体で整理・検討に携わったことが予想以上の成果に繋がったのは間違いない。

(5) 本研究は刑罰制度のあり方と治安立法の関係を軸に進めたが、具体的には北宋時代に実施された盜賊重法を中心にまとめるかたちとなった。その成果は平成23年

には「北宋時代の重法地分と常法治分」、また平成 24 年には「北宋時代の治安政策と盗賊重法」として論文にまとめ、随時報告してきたが、平成 26 年度内には最終的な成果として、「北宋時代の盗賊重法」と題する論文を『東洋史研究』誌上に掲載する予定である。

(6) また、その他の研究成果についても、随時とりまとめを行ってきたが、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて共同シンポジウムを三回にわたって開催し、研究のいっそうの深化と他の研究者との研究交流を図った。

#### 4. 研究成果

(1) この研究は、宋代に形成され元代に継承された刑事制度を時系列に即して体系的に考察したもので、およそ下記の結果が得られた。まず北宋時代の刑事政策は、唐宋変革にともなう良賤制の崩壊など、編戸編民支配のあり方が大きく変化した事情に加え、盗賊問題がつねに国家の懸案事項とされるなかで講じられた。しかも、この時期の社会不安が本来は治安維持の目的で軍隊に編入された大量の非定住民や犯罪者たちと表裏の関係にあったため、国家は「景迹」(治安上問題のある人物に対する監視措置)や「盗賊重法」(特定地域の盗犯とその親属・帮助者に重罰を科すもの)などの治安立法にとどまらず、治安対策として保甲法を積極的に活用した。しかし、いずれの施策も期待どおりの成果を挙げられず、結局は北宋後期に制度化された「刺環」(盗犯に前科の標識として入れ墨を施す処分)や南宋で普及する「拘鎖」(実刑に代えて適用される監禁処分)を汎用する方向に移行した。このうち「刺環」は北宋中期に始まる「景迹」の要素を取りいれながら元代の「警跡」に帰結したことが明らかであり、元朝が北宋の刑事制度を継承した事実にとどまらず、金朝がその媒介を果たした蓋然性も高まった。これは北宋後期に施行された「盗賊重法」についてもあてはまることであり、同法が最も重視した「窩蔵」(盗賊・盗品の隠匿行為)の取締条項は、南宋になると、対象地域を限定して適用する法規から全国一律に施行される「海行法」へと発展し、最終的には元代の「盗賊窩主法」を経て明律の「盗賊窩主条」に帰結することになる。つまり、明律には北宋起源の刑事制度が少なからず含まれている事情が判明したわけで、これらが元代から明代を経ていかなる展開を遂げていくのか、また個々の制度が主刑や附加刑とどのように関わりながら各時代の治安政策を構築していったのかを解明することが新たな課題として見えてきた。

(2) また『唐六典』『尚書刑部』に関する共同研究の成果として、『唐六典』巻六・尚書刑部訳註稿』を完結させ、『六典』から見た唐代の刑事制度とその沿革を明らかにするとともに、歴代王朝の法制のあらゆる

面に影響を与え続けた本書の歴史的意義についても分析結果を公表した。とりわけ、「天聖令」残巻の分析作業を並行して進めた結果、『唐六典』はあくまで唐の玄宗の「開元の治」と密着して書かれた書物であって、必ずしも唐制一般を集約したものではない事実が明らかになっただけでなく、唐宋時代の法制を知る手がかりとして「天聖令」の史料価値を改めて浮き彫りにできたことも本研究の大きな成果といえよう。

(3) また上記の作業を通じて、宋代の刑罰制度がすでに唐代前期の武后朝から恒常的に施行されていた律外の刑罰に淵源することが明らかになってきた。これは唐代なかばの玄宗朝から本格的な変革が始まるとする通説に対して根本から修正を迫るものであり、本研究が当初想定していなかった大きな収穫である。

(4) 北宋盛期から金末にかけて、黄河中下流域と淮河流域を結ぶ交通幹線ではさほど変わらぬ治安状況が現出していたと想定されるが、この間の事情を跡づける具体的な手がかりは現在のところ極めて乏しい。しかし、元の世祖が華北支配を確実にするとすぐに、当地の漢人軍閥を解体する代わりに、宋制に淵源する警跡制度を発足させた事実から判断して、元制が少なからず金制を介して北宋の刑制を継承している蓋然性も浮かび上がってきた。これは金元時代の刑事制度を再現するうえで重要な手がかりとなるものであり、今後の研究の深化が期待できる。

(5) この点では『皇明条法事類纂』のデジタル写真撮影をできたことも同様で、その整理作業が終わり次第、東京大学附属図書館の web ページで全文を公開することになっている。本書は元代以降の法制に関する重要な史料でありながら、各種の制約からほとんど活用されてこなかっただけに、これによって、今後の研究活動のみならず、学会全体を裨益するところは少なくないと考えられる。

(6) 前近代中国の司法制度をめぐって、共同シンポジウムなどを通じて国内外の第一線で活躍する研究者との学术交流を行い、内容の濃い議論をすることができたことも、今後の研究を進めるうえで大きな収穫だったといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

徳永洋介、宋代中国の法と刑罰 日本における研究の軌跡、『中国史学』第 21 巻、2011 年、pp.93-112

〔学会発表〕(計 1 件)

徳永洋介、「北宋時代の治安政策と盗賊

重法』、東洋史研究会大会、2012年11月3日

東京大学・経済学部・特別助教  
研究者番号：80447375

〔図書〕(計 2件)

徳永洋介、中村正人、小島浩之、矢野正隆、日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究(C)「宋元時代の刑事政策とその展開」研究成果報告書、『唐六典』巻六・尚書刑部訳註稿(上) 2013年、37p

徳永洋介、中村正人、小島浩之、矢野正隆、日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究(C)「宋元時代の刑事政策とその展開」研究成果報告書、『唐六典』巻六・尚書刑部訳註稿(下) 2014年、82p

徳岡 仁 (TOKUOKA, Hitoshi)  
平成国際大学・法学部・教授  
研究者番号：70255206

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

徳永洋介 (TOKUNAGA, Yosuke)

富山大学・人文学部・教授

研究者番号：10293276

### (2) 研究分担者

中村正人 (NAKAMURA, Masato)

金沢大学・人文社会学域法学類・教授

研究者番号：60237427

### (3) 連携研究者

小島浩之 (KOJIMA, Hiroyuki)

東京大学・経済学部・講師

研究者番号：70334224

矢野正隆 (YANO, Masataka)